

## 平成29年第2回定例会議事日程（第2号）

平成29年6月13日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第26号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第27号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第28号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第6 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第31号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について
- 日程第8 議案第32号 吉富町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第10 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第11 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第12 報告第3号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第13 報告第4号 放棄した私債権の報告について
- 日程第14 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

平成29年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成29年6月13日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月13日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋  
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第26号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について**

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、ページを追って質疑を行います。

補正予算書、1ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。一般会計補正予算（第1号）について、1ページ、今回、歳入歳出4億4,525万7,000円とのことですが、この説明と例年との違いについてお願いします。済みません、40億4,525万7,000円です。済みません。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、補正予算ですが、今言いましたように、歳入歳出それぞれ6,125万7,000円を追加いたしまして、合計額が40億4,525万7,000円となる補正でございます。これは、当初予算に加えまして、今回、補正予算として、この6,125万7,000円の事業内容のメニューをつけ加えておるものでございます。中身につきましては、この後の審議でよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいかな、この後の審議で。（「例年との違いをお願いしたい」と呼ぶ者あり）例年の違いとか何とか。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 予算の合計額が40億円を超えたというようなことが近年はなかったということで違いがあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳入、2ページ。歳出、3ページ、4ページ、5ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5ページ、第2表債務負担行為補正について、この事業の詳細説明を求めます。それと、当初予算との違いについても説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

第2表債務負担行為補正の追加でございます。まず、京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち、平成28年度、同意債に係る元利償還金としまして128万1,000円の計上でございます。

この債務負担行為は、平成28年度に京築広域消防本部が災害対応特殊水槽付消防ポンプ車に要した費用を起債したことに伴う元利償還金の吉富町負担分について計上するものでございます。

施設整備事業債としまして1,450万円を借り入れしておりまして、平成29年度から平成33年度までの5年間で償還をいたします。吉富町の負担分は合計で128万1,000円となっております。この金額につきまして債務負担行為で追加で設定するものでございます。当初からこの分を追加するというところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 第2表債務負担行為補正の追加分として、下段にあります吉富町外一市中学校組合に対する負担金のうち、平成28年度、同意債に係る元利償還金としまして、限度額396万8,000円を追加で設定するものでございます。

この債務負担行為につきましては、平成28年度に吉富町外一市中学校組合が、組合立吉富中学校の校舎屋上防水工事を行ったものに係るものでございます。この工事につきましては、校舎の老朽化によりまして雨漏り等が発生しましたので、それに対応する工事として実施をしております。

これは組合の単独事業で、学校教育施設等整備事業債を活用をして実施をいたしました。その起債の元利償還分としまして、吉富町の負担分396万8,000円を平成29年度から平成39年度までの10年間ということで設定するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、いいですか。次、6ページ、第3表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表地方債補正、これらについて、交付税措置と算入率についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

第3表地方債補正の変更でございます。まず、公共事業等債ですが、公共事業等債としまして500万円を増額し、1,310万円の限度額で変更計上しております。これは、狭隘道路整備促進事業の財源として、事業費のうち国庫補助金を除いた町の負担分について起債をするものでございます。

この事業は、国の社会資本整備総合交付金の交付を受ける予定でございまして、対象事業費1,120万円のうち2分の1、560万円を交付金、500万円を起債で賄う予定でございまして。

この公共事業等債につきましては、地方負担分の90%に起債が可能でございまして、そのうち40%は財源対策債として起債することができるものでございます。この財源対策債の分につきましては、元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債として830万円を増額しまして、3,390万円の限度額で変更計上しております。これは、防火水槽設置事業の財源としまして、事業費831万9,000円のはぼ全額である830万円を起債するものでございます。

この緊急防災・減災事業債は、対象事業費の100%に充当可能で、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるなど、手厚い財源措置がなされる起債でございまして。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の債務について、交付税措置、いわゆる充当という形で交付税算入率のほうに充当されるということなんですが、それに1つ確認したいんですが、入ってくるときに、その交付税には何か明細か何かついて、この分はこれですよというの確認はとれるんでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

各起債ごとに償還額に伴う基準財政需要額への算入をあらわす資料はあるわけですが、それはあくまでも理論値ということでありまして、入ってくる交付税に色がついているわけではございませんので、その詳細についてはわからないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、7ページ、事項別明細書総括、歳入。8ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入、9ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の福岡学力向上推進事業の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この福岡学力向上推進事業等補助金につきましては、今年度から3カ年間、平成31年まで、吉富町が福岡県の学力向上推進強化市町村に指定されたことに伴いまして交付される県の補助金でございます。

この学力向上推進強化市町村指定は、全国学力・学習状況調査の結果に基づき、特に支援が必要と認められる市町村を県が指定するもので、この指定を受けることでさまざまな支援を県のほうから受けられることができるようになります。

その一つがこの福岡学力向上推進事業等補助金の交付でありまして、指定市町村、吉富町が学力向上に資する取り組みを行う場合に、それに係る経費の一部を県から補助金として受けられるということで、今回指定を受けたことにつきまして、取り組み必要な事業をするということで補助金交付申請をしまして、その経費の2分の1、10万円が補助金交付の内定ということで通知がありましたので、今回、補正予算に計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 取り組みの内容はわかりますか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 取り組みの内容といたしましては、基本的には学力向上に資する取り組みということで、吉富町が指定を受けまして吉富小学校での取り組みということになりますが、学力向上の推進で、教師用の指導用の参考図書であるとか、そういう消耗品に係る部分の今回はこの補助の申請ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 学力向上推進市町村指定というのには、何か条件があるんでしょうか。取り組みが、今までこういう独自でやってきたことに対して、もう一度さらにとか、何か弱いとか、強いとか、何か効果がありそうだとか、何かありましたらお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） これは、県の学力実態調査に基づきまして、ウイークポイントがあることでございます。そこが、その市町村が手を挙げまして、うちのところにぜひお願いしたいと

ということで、吉富町もそれに手を挙げて、この分を受けたところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、教育長の説明で何となくはわかったんですが、先ほど課長のほうから説明で、この分、支援の必要があるところに対しての補助というふうに聞いたんですが、その支援というのはどういう意味なのかな。例えば吉富町が支援が必要というのは、レベルが低いかから支援が必要という意味なのか、そうじゃない、そういう意味ではないですよというのか、そこだけ確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今、支援が必要なのというのは、教育長が申しましたように、今回の指定につきましては、吉富町が吉富小学校の現状の学力等を勘案しまして、手を挙げて指定を受けたわけですが、それを見ていただいて、学力を向上させるのに少し県の手助け、この補助金だけではなくて、非常勤講師の派遣等も受けられますので、そういうことで、吉富小学校の現状を見ていただいたときに、そういう支援がということが必要ということでの判断で受けたものだと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 本当はその先のやつを僕聞きたかったんですが、先に質問されたんで聞いたんですが。今聞いたように、新しい教育長になって、新しい体制で小学校のほうをてこ入れしたいということのあらわれなのかなというふうに思うんで、ここはまた今後、我々も十分見させていただいて、応援したいと思います。

一番最初の地方交付税についてお聞きしたいんですが、これ10億4,510万円から、今回、補正を上げて上がったわけですが、これ当初予算時にはどれぐらいの見込みで予算化をされていたのか。そして、今回どれぐらい、そのうち何%ぐらいを予算化をした形になるのか。要は聞きたいのは、あとどれぐらい見込みの金額が残っているのかということをお聞きしたいんですが、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、補正の財源としています普通交付税についてでございますが、平成29年度の見込み額は10億3,000万円を見込んでございます。そのうち、今回のこの補正分を含めまして、補正後の額が、計上額が10億2,595万7,000円となります。よって、見込み額との差額、残額になるんですが、につきましては404万3,000円となるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの福岡学力向上推進事業の件なんですけど、現状をリアルに見るといえるのはとても大事なことだと思うんですね。それで、先ほど教育長がウイークポイントがあるところというふうにおっしゃったんですけども、学力だけの問題なのかわかりませんが、吉富小学校の現状をどのように今認識しておられるのでしょうか。できる範囲でお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 学力は、それ単独で育つものではなくて、さまざまな要因が考えられると思います。まず、私たちがことし重点にしているのは、確かな学力と揺るぎない規範意識、こういったものを総合的に育てていきたいというふうに思っております。

学力もわずかではあります、県の平均値より若干下回っておると。それから、私も詳しくは存じ上げませんが、昨年来、生徒指導上の課題も若干あるように伺っております。こうした子供たちの日々の行動、生活規範、こういったものを整えて、学力を基盤から立て直していきたいというのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15款財産収入、不動産売却収入の町有地売却収入について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

これは、消防防災倉庫兼書庫のありました大字広津405番地の2のこの宅地につきまして、今後の土地利用のために境界の確認及び測量を行ったところ、隣接する民地との境界が現況と相違していることが判明したため、現況に即して分筆をいたしまして売却をしたものでございます。

関係者は3人ございまして、その合計金額が11万6,816円でした。その分の収入としての補正計上でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ前回、全協かね、のときに説明を受けたんだと思う、あの内容だと思うんですが、結局、坪当たりちゅうんかね、平米なのか、僕も余り土地のことよくわからんやけど、何ぼぐらいになったか、それ数字出ますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。



○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

売買単価は、平米当たり1万6,430円となりました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そして、その次の諸収入、雑入で、吉富町外一市中学校組合派遣職員給与等負担金、こちらがふえとるんですが、この場合、なぜふえるのかと。この中には、吉富町が65%、豊前市が35%が入っているということによろしいんでしょうか。確認します。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の負担金が59万5,000円ふえております。これにつきましては、本年4月1日付の職員人事異動に伴う人件費の負担金の組み替えでございます。派遣職員2名分と教務課長の給料と管理職手当の4割を負担をさせていただいております。

昨年度末に教務課長が退職いたしましたして、当初予算では係長職員をこの経費に充てておりました。負担金として充てておりましたが、4月1日付で教務課長が就任いたしましたので、その者の給料及び管理職手当を算定したためふえております。

これにつきましては、本町がその2名分、派遣職員の2名分と教務課長の給料と管理職手当の4人分を本町の一般会計予算で支出をしております。支出をしておりますので、その分を中学校組合の会計からいただいているということになります。したがって、結果的に本町が65%、豊前市が35%という形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。歳出の11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出、2款総務費、総務管理費、一般管理費で、今回、給与を一般職のほうのいろいろな増減があっているようです。こちらの内訳について、多分、款をまた越すのが大分あると思うんで、これ多分人事は総務だと思いますから、この款をまたいで結構なんで、この辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

給与全般の移動につきましては、先ほど申し上げましたように、本年4月1日現在の職員人事異動に伴う組み替えになっております。説明に当たりまして、給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。21ページでございます。21ページに、補正予算、給与費明細書第1号をつけております。

今回、給与費で、給料が合計で、補正前が2億4,490万9,000円、補正後が2億4,198万5,000円で、減額の292万4,000円。手当につきましては、補正前が1億7,223万円、補正後が1億7,247万2,000円、24万2,000円の増という形になっております。共済費につきましてもこのような形で減額になっております。

この内訳ですが、給料につきましては、次のページをごらんください。給料については、先ほど見ていただいたように、292万4,000円の減額となっております。その内訳といたしまして、昇給に伴う増加分、97万5,000円。これは、課長あるいは係長が新たにできましたので、そのものの増加分となっております。そのほかの増減分として、減額の389万9,000円となっております。

その一番上、新陳代謝等ということで、退職者、212万9,000円。これは、当初予算で計上しておりました職員が、その後に退職をしたと。3月31日付で退職をしたものでございます。これが減額の212万9,000円。職員異動分、その下の177万円、これが、一般会計から特別会計に移動があったものの合計がこのような減額という形になっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと細かい款の中のやつは、またその後で聞きましょうね。1個ずつで、そのほうがわかりやすいね。余り何回も聞くと悪いかと思って、一遍に聞こうと思ったんですけど。

それと、この下の旅費で職員等出張旅費というのがあるんですが、これももう6月で補正がかかるというのはどういうことなのか、その辺説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この旅費増額14万3,000円のうち11万2,000円が、町長の提案理由でも申し上げましたが、職員海外研修に対する旅費でございます。今年度、吉富町職員を海外研修に派遣をしたいというふうに思っております。これにつきましては、全国市町村国際文化研修所が実施する市町村職員海外研修に、本町から1名の職員を参加させたいと思っております。

研修先はヨーロッパで、ドイツとフィンランドの2カ国を訪問する予定でございます。滋賀県にある国際文化研修所で4日間の国内研修を行い、事前学習を行った後、10日間の海外研修に出発をする予定になっております。

この先ほどの11万2,000円につきましては、滋賀県にある国際文化研修所までの往復の旅費と14日間の日当となっております。これを補正予算をお願いするものであります。

残りの3万1,000円につきましては、福岡県の市町村職員研修所に参加するための旅費で

ございます。係長1名の研修と昨年欠席した職員1名、2名分の追加補正になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点あります。

今の海外研修、ドイツ、フィンランドということなんですけれども、研修の内容とか目的、何をどうするためにドイツ、フィンランドに行くのかということが1点と、その下のほうの財産管理費の中の役場庁舎増改築工事に伴う設備整備、この内容をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この海外研修のテーマは、人口減少時代における自治体政策、働き方、産業政策、雇用、医療、福祉というテーマで、ヨーロッパの都市で行われているさまざまな取り組みについて、その動向や考え方、課題について理解を深め、人口が減少する中、地域の未来を切り開くための政策を立案、実行できる能力の向上を図ることを目的としております。

なお、この海外研修に対する負担金につきましては、特別交付税が措置されることになっております。平成28年度の実績では、負担金の8割が措置されております。また、先ほどの旅費につきましても、福岡県市町村職員研修所の補助金が全額つくようになっております。

続きまして、役場庁舎増改築に伴う設備整備委託料でございます。本体工事には含まれていない既存設備の整備に対する委託金でございます。内容は2つございます。

1つは、役場庁舎電話交換機移設91万8,000円でございます。電話交換機は、玄関入って右側の階段下の物置の中に現在設置しております。この階段は本体工事で撤去することになっておりますので、現在の副町長室に移設をするものでございます。

2つ目は、電気保安器箱の切替整理費20万5,200円でございます。電気保安器箱は、解体される廊下を上がったところの壁、右側の壁の上部に設置されております。役場庁舎に入ってくる電話回線、光回線の全てがこの電話保安器箱に整理されており、今回の増改築に伴い電話回線を切りかえ、整備する必要がございますので、委託料として計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、先ほどの上の、ちょっと上に戻るんだけど、出張費のよね。負担金補助及び交付金で職員研修負担金というのが入っているんで、この研修には何人が受けられるのか、何回ほどあるのか。あと、その研修内容をわかりやすく簡単に説明してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

この研修負担金49万8,000円のうち、47万7,000円が職員海外研修に対する負担金でございます。それと、残りの2万1,000円につきましては、福岡県市町村研修所に行くための負担金でございます。先ほど旅費の中でも申し上げましたが、係長1人と昨年欠席した職員の1名分となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、またこちらの分も、研修負担金も海外分ちゅうね、先ほどの職員と、出張費と同じ内容ということをお聞きしたんですが、これ交付税措置とかいろいろあるとお聞きしたんですが、こういうふうにされるものというのは、どうなんですか、事前にわからないんですか。当初予算で本来入ってっておかしくないんじゃないかなと思うんですけど、これちゅうのは年度変わらんとわからないようなものなんですかね。その辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 本当は当初予算で計上をしたいと思って海外研修を検討していたんですが、以前は福岡県の災害共済基金組合という団体がございまして、そこが主催する海外研修に過去、職員を参加させていたんでございますが、その災害共済基金組合が海外研修を実施しなくなって以来、本町の職員の海外研修は実施しておりませんでした。

今回、去年、町長が海外研修に行ったのを機に、職員に対しても海外研修を実施したいということで検討を重ねておりました。共済基金組合がしていないので、どっか、市町村職員を独自で派遣するというのは不可能ですので、どこか職員を派遣するような団体がないかということ进行调查をしておりましたが、この全国市町村国際文化研修所が実施しているということが確認された時点では、残念ながら当初予算の締め切りがもう終わっておりまして、いたし方なく、今回の6月補正という形でさせていただいたところが経緯でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、私聞こうと思うんですがね、ここに課長さんおられますが、今の説明で、防災対策研修組合ですか、そういう会があって、何回か防災に対する対策の計画、向上を図ったと言いました。それに行かれた方、ここにおられるんでしょうか、海外研修に。そう言われんやっただすかね、毎年、防災のそういうくくりで、防災じゃなかったですか、何か海外研修に行ったと。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 済みません、もう一度、その組合の名前を申し上げます。福岡県市町村災害共済基金組合という組合でございます。これは、福岡県の加入市町村で何か災害があっ

たときは、そこから基金が借りられるというような組合でございました。

これは、実は平成25年だったと思うんですが、もう廃止をされております。ですから、海外研修につきましては、ここが主催となってやっていたんですが、特に災害を目的にしたものではございませんでした。福祉あるいは医療、ごみ問題とかいったものを主にやっていたように記憶しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、今ここにおる方で、海外研修で自分の計画立案の能力を上げたという方おられますかと聞いたんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その福岡県市町村災害共済基金組合が主催する海外研修には、過去8名の職員が参加をいたしております。行って勉強して、それなりに学習をして、それなりの能力、資質の向上を図って、いろんな企画立案をしている職員がおると思います。

以上です。（「ここにはいないんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ここにおるんでしょう。

○総務課長（守口 英伸君） やめた職員もいますが、現役で在職している職員が4名おります。

以上です。（「課長さんというんですよ」と呼ぶ者あり）ここにもおります。

以上です。（「4名」と呼ぶ者あり）いや、2人です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。（「それは心強いね」と呼ぶ者あり）12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど総務課長から、一般管理費でずっとお聞きしようと思ったんですが、1個1個聞いていきましょうね。民生費、社会福祉費で、一般職の減額271万8,000円出ていますので、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

当初7名で計上したものでございますが、それが6名になったということで減額をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その6名になった理由は。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 人事異動によるものでございますので、私を知る由はございま

せん。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その理由は、去年の採用試験で合格者が1名辞退をしましたので、健康福祉課が1名減となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ことし、3人募集で、最終的に1名辞退した分が、本来ここに入る予定だったということで減額ですね。ということでわかりました。

ただ、今の説明でいくと、たしか最近の当初予算の組み方は、4月1日時点でいない人の人件費は上がってないじゃなかったんですかね。今の言い方だと、採用する前の段階でもう予算が上がっていたから減額したというふうに聞こえたんですけど、どうなんですかね。

以前、人件費のことをお聞きしたときには、当初予算は4月1日現在で、いる人間の分しか上げないで、3月の時点で当初予算には組みませんという、たしか答弁があったと思うんですね。それでいくと、今の話だと、入っていたんですか、どうなんですか。その辺矛盾があるんで、1回確認させてください。わからない。そうやって聞いたつもりなんでね。俺が間違えているのかもしれない。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

当初、当初予算では職員がどこに配置されるかわからないので、新しい職員については総務課で計上いたしております。今回、今言っている社会福祉総務費の減額は、そこには人数分充てておりました。充てておりましたが、その分が1人減って、総務課の分が——今回このマイナス271万8,000円につきましては、この分にいたしましたは、3月31日現在では7人の職員がいましたが、異動でなったということで減った。それはそのとおり、そういうことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その減ったというのはわかったんですけど、先ほどの説明だと、新卒がそこに充てられるという話だったんで、ちょっとわからなかったんで。ということは、当初予算の時点では、まだ4月1日に採用するかどうかかわからない人だけ、一応とることを前提として予算には上がっているんでいいんですかね。以前は入れてないということをお聞きしていたと思うんですよ。ことしは入っているということでよかったのかな。そこがわからないんで確

認させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 当初予算に入れております。採用する職員は入れております。ですが、今回1人辞退しましたので、当初予算でその方のかわりに臨時職員を充てたということになっております。ですから、採用する人の職員の分は入れております。当初予算を組む段階で、1名はもう辞退するというのはわかっておりましたので、その人は入れておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページで繰出金、社会福祉、同じ総務費で繰出金、国保特会に対する繰出金、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

国保特会繰出金、人件費等分でございます。これも職員異動による繰出金の減でございます。

以上でございます。（「総務が答えるん。それだけ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかに。（「それだけ、説明」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） もう一度お答えいたします。

繰出金、一般会計から人件費相当分を国保特会に繰り出しておりますが、先ほど申したとおり、職員異動による人件費の減による繰出金の減でございます。おのおの人件費、給与が違うものですから、こういうふうな減額となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、410万4,000円というのが人事異動による、このAの方とBの方の給与格差分ということでいいのかな。1名減ったとかじゃなくてね。400ちゅう数字が大きかったんで、1名減ったのかなと思ったからお聞きしよったんやけどね。そうじゃないのか、その辺確認させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

後ほどの国保特会の補正予算でも出ておりますが、そこの9ページに職員1人当たりの給与ということで、補正前は平均年齢が37歳5カ月、今回の異動により28歳5カ月と、約10歳ほど若返っておりますので、こういう減額になった次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14ページでも同じく、幼保一体化施設こどもの森費で一般職の減額が入っておりますので、この説明と、職員が足りているのかどうか。今の定数と現在の配置職員数、その辺がわかれば、正規と臨時を分けて、その辺も説明ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

保育園の一般職は、園長を含め7名おります。保育士が5名となっております。あと、臨時職員として4名、代替職員として11名を配置しております。現在のところは最低基準を満たす職員体制となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この減額分につきましては、先ほど見ていただきました新陳代謝分等、当初予算では組んでおりましたが、3月末に退職した者の額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、ここで1名やめた方が、この方ということよろしいんですかね。確認します。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて、4款衛生費で、こちらのほうの一般職の減額、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

当初、一般職4名で計上させていただいておりますが、1名減の3名となったので減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その1名減というのは、退職かな、また同じく。どうなの。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この1名減は、分限休職によりまして総務課づけになったものでございます。

以上です。



○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その1名減になった分は、ここも臨時か何かで対応はされるんですかね。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

このあいあいセンター分については、今のところ臨時を充てておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 福祉のほうで、これは、あいあいちゅうたら、たしか今一番大事なセクションよね、吉富町としては。これ1名減で大丈夫なんですか。入れる予定はないんですか。今回、本当は増額で上げてくるべきやなかった。臨時は入らんで大丈夫なんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

あいあいセンターはただいま保健師3名、嘱託の管理栄養士1名ということで、4名体制で行っております。皆様、優秀な職員でございますので、とにかく今の体制で頑張ってみるということと仕事を遂行させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 15ページ。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 2項の道路新設改良費、12節、13節、15節、17節の内訳をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、道路新設改良費の役務費についてですが、土地分筆登記手数料として560万円。これにつきましては、土屋居屋敷線及び石倉岩本線の改良工事に伴う土地分筆登記手数料でございます。

次に、委託料、総額で875万円。内訳につきましては、土屋居屋敷線ほか1路線の拡幅工事として、道路延長250メートル、計画幅員6メートルでの道路についての路線測量及び設計業務を実施するものでございます。

次に、町道松山川上線道路新設工事、申しわけありません、資料ナンバー1を御参照ください。先ほど説明しました土屋居屋敷線ほか1路線の拡幅工事につきましては、資料のナンバー1の①狭隘道路事業として、土屋居屋敷線ほか1路線の拡幅工事を計上させていただいております。

次に、④の松山川上線道路新設工事、これは、土屋地区の村中の新設工事として、延長が

65メートル、計画幅員が5メートルの道路につきまして、路線測量（「63メートル」と呼ぶ者あり）失礼しました。63メートルで、計画幅員が5メートルの道路について、路線測量及び設計業務を実施するものでございます。金額は243万円です。

次に、資料ナンバー5、皇后石萱屋線土地実地調査、作成業務の委託料でございます。平成28年度に土地建物実地調査要領が一部改正になりまして、官公庁が表示登記を嘱託する場合の土地実地調査書の様式が改正されまして、また、各境界点全点の近景、遠景の写真添付が必要となりましたことから、必要な添付書類作成のため委託するものでございます。

なお、平成27年度に業務委託をしておりましたが、平成28年に法務局の提出様式の変更に伴い、今回、再度作成するものでございます。道路延長は300メートル、計画幅員6メートルの道路でございます。測量業務の委託料としましては、200万円を計上させていただいております。

次に、工事請負費について御説明いたします。工事請負費が総額で3,142万8,000円。

項目としましては、資料ナンバー1の①狭隘道路事業、土屋居屋敷線ほか1路線の拡幅工事でございます。拡幅工事の工事費としましては、2,484万円を予定しております。これは、狭隘道路事業の対象路線でありまして、対象事業費は900万円、補助率は2分の1、国費として450万円でございます。

次に、狭隘道路事業の楡生村中道路一部拡幅工事、これは、資料ナンバー1の②になります。この楡生地区村中狭隘道路事業につきましては、旧住宅取り壊し後に道路用地として寄附をいただきましたので、拡幅工事を実施するものでございます。工事延長は50メートル、計画幅員が6メートル、現道の道路中心から片側3メートルでの拡幅工事を予定しております。工事費は507万6,000円で計上しております。

次に、資料③広津松山線の道路一部拡幅工事でございます。これは、民間業者の宅地造成に伴い、広津地区村中の道路拡幅事業として実施するものでございます。工事延長は30メートル、計画幅員は5メートルでの拡幅工事でございます。工事費は151万2,000円を計上しております。

次に、公有財産の購入費でございます。

まず、土屋居屋敷線及び石倉岩本線の改良工事、これは、資料①でございます。狭隘道路の村中道路として整備計画をしております。その用地買収費として609万7,000円を予算計上させていただいております。

次に、町道松山川上線道路新設工事136万8,000円。資料④。この工事箇所につきましては、旧土屋住宅は周辺に比べて低地にあることから、降雨時等の災害時に一時避難場所である公民館への避難経路を確保することを目的として計画したものでございます。それに伴う用地買

収費として136万8,000円を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 同じく道路新設改良費で補正額5,324万3,000円というふうにあります。この充当率を教えてくださいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 狹隘道路の土屋居屋敷線の分につきましては、対象事業費が900万円、それに対して補助率は50%、450万円になります。次に、同じく狹隘道路として楡生村中道路の一部拡幅工事としての対象事業費として、総額としましては1,120万円、その補助率50%でありますので、560万円が国費として補助されます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 狹隘道路の資料ナンバー1の②の楡生村中道路一部拡幅工事のことなんですけども、これ地図を見ると、昨年6月議会に出た分とダブっているような感じなんです。昨年は用地買収拡幅工事というふうに説明がなされているんですけども、今回のこの計画との説明、どうなっているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

岸本議員が言われるように、昨年度補正計上しておりましたが、地権者と土地の購入者との話が進んでおりました。工事を実施する予定でありましたが、購入者のほうが計画が変わりまして、購入を断念したと。その購入者からは、住宅の建設で早急に道路の改良してくれということで進めておりましたが、土地購入者のほうが計画を断念された関係で、工事をとめたような次第であります。今回、改めて工事等予算計上させていただいたような次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今お話で、工事の総額が1,120万円と聞きました。ここは補正額だけでしたので、工事の内容を説明をお願いします。この2番のところですね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 工事の内容につきましては、道路拡幅に伴います道路側溝、それから道路擁壁、一部水路部分の擁壁が石積みの状態でございますので、それを改修するものでございます。

なお、先ほど言いました総事業費1,100万円につきましては、土屋居屋敷線と、それから

楡生の村中道路を含めて、狹隘道路の対象事業費として1,100万円というものでございます。

(「番号を言うてください。何番と何番」と呼ぶ者あり) 番号で言いますと、①と②が狹隘道路の対象事業でございます。(「それが1,120万円」と呼ぶ者あり) はい。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 済みません、先ほどの説明がよくわからなかったんですよね。要するに用地買収とか、こういう工事されるときは、ある程度の見通しができて、それで予算計上されると思うんですよね。さっき、購入者とか、地権者とか、その辺がよくわからなかったのもう一回お願いします。

○議長(若山 征洋君) 産業建設課長。

○産業建設課長(赤尾 慎一君) 土地の所有者が、土地を購入したいという方が相談をされて、話が進んだと。道路拡幅計画が町に申し出ているので、できるだけ早く道路の改良工事をやってくれということで計画をしました。

ただ、購入者のほうが計画を断念したことから、購入者が計画している土地の高さに合わせて計画をしておったのですが、それそのものが計画がなくなったものですから、改めて購入者が計画する土地の高さに合わせるために、昨年度は工事を実施しなかったということが経緯でございます。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) いまだにわかりません。要するに土地の所有者がいて、それを買いたいという人がいると。そのためにその土地を拡幅する。拡幅しようとしたけれども、そのために急ごうとしたんだけど、購入者の方のやろうとしていることが、その人がしようとしている事業を断念されたので、土地の高さが。何となく、そしたらこの拡幅工事というのは、済みません、今の話だけだとね、その所有者と購入者との便宜を図っているような感じがしたんですけど、どうなんですかね。

○産業建設課長(赤尾 慎一君) 御説明いたします。

住宅を建設するということで、緊急性があったということで予算計上させていただいたのですが、その購入者が他の土地に住宅を建てると計画変更されたことから、緊急性がなくなったということもありまして、計画、工事発注はとめて、今年度改めて地権者のほうから道路の計画を進めてということがありまして、今回補正計上するものでございます。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 岸本さん(「もう一回いいですか」と呼ぶ者あり) もう3回言ったから、

今度は委員会で。委員会はこれなかったかな。（「もう一回お願いします。もう一回だけ」と呼ぶ者あり）考案期間があるから、いや、もう一回だけ、あなただけ特別するわけいかんから。そこんところ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 現場見たんですよ。前の6月のときも見ましたんですが、拡幅した上、その先に家がありますよね。路地がクランクのようになっていましてね、今拡幅する34メートルですか、その先にはもう建物が建っているわけですね。その先に村中の道路が、狭い道路があります。それにつなげるんかなと思いますが、いずれにしろ、そこにある建物をどうかせんといかんわけですが、それはどういうふうになっとるんですか。

だから、狹隘道路拡幅工事ちゅうか、道路の計画もないのに、そこだけやるちゅうのは、今同僚がなかなか腑に落ちないというところにつながるんかなと思うんですが。土地の有効利用するのは非常にいいと思うんですが、それなりの法的ちゅうか、納得のいく話じゃないと、なかなか町民に納得していただけるかなと思いますので、そのとこちよっと、道路がどういうふうになっとるか、計画があるのか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 狹隘道路の事業から説明しますと、狹隘道路、4メートル未満の道路について、セットバックにプラス50センチで本町は道路計画進めております。50センチプラス、それ以上の場合もございしますが、狹隘道路は、そういった突発的に例えば住宅を建てかえとかいうときに、その事業が適用されるものでございます。是石議員がおっしゃる先の部分につきましては、その家屋が建てかえのときに、改めて地権者の方と交渉して道路用地として分けていただくということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、当該の、今言ったそこに建物がある持ち主と、そのお話はできとるんでしょうか。そこんところ交渉したのかどうか。要するに道路計画の中に必ずそういう御協力、いずれ御協力いただけるという何かがあるかどうかということをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 細かいところは、さっき議長から委員会でと、私、委員会なんで、その委員会で聞きますが、先ほど事業費1,120万円のうちの50%、560万円という話をされました。これ一番最初に企画財政課のほうが、地方債のときに言った金額になるんかなと思

うんですね。

ということは、今回これら上がっている費用、合計がどうなのかな、補正額で5,300万円なのかな、5,300万円上から順に上がっていますよね。このうちの1,120万円しか該当しないということになるんですよね、要は。どの部分にこの1,120万円があるのか。今さっき言った1番と2番だけなのかな、と思うんですけど、その辺、一度確認させてください。

それと、今、楡生の話をされていました。何か行き当たりには家があって、そこは交渉してないという話だったんですが、まず、この道路は、今回広げようとしている道路は、通り抜けができる道路なんですか、通り抜けができない道路なんですか、その辺の確認させてください。その2点を。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それではまず、狹隘道路の対象の路線について御説明しますと、資料ナンバーの①土屋居屋敷線ほか1路線の拡幅工事並びに②番の狹隘道路の楡生村中道路の一部拡幅工事の対象事業として1,120万円を予定しております。

なお、③の広津松山線の道路一部拡幅工事につきましても、1番、2番の補助申請の際には、これもあわせて申請をしようというふうには考えてはおります。

それから、先ほど言った通り抜けができないかという部分ではありますが、車での通り抜けは今の現状では困難であります。（「困難ということは、できる」と呼ぶ者あり）自転車、歩行者等なら通り抜けは可能であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと5番、これ数字でいくと5番ね。皇后石萱屋線土地実地何とかと先ほど説明があったんですが、27年度までのやつが終わって、今度新しく申請するのに、今回この調査をしないといけないということの説明を受けました。6メートルの300メートルというふうな説明を受けました。これは、道路をここにつくる前提のもとで、この調査をずっと、古いやつと新しく入れかえるという説明やったんで、これをずっとつなげ続けているのか。もともとの計画はいつできたものなのか。これが必要なのか。

例えば3・11以降、吉富町ではハザードマップというのを新しく作り直していますよね。それでいくと、ここの道路というのが、その当時の必要性和今の必要性というのがどうなのかなと。たしかここはかなり水没に近い形に、たしかハザードマップ上ではなっていないかなと思うんで、その辺も考慮した上で今回予算に上がっているのか、その辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、⑤番の皇后石萱屋線の道路新設改良工事につきましては、

30年来要望があつて実現した道路でございます。

先ほど言われたハザードマップにつきましては、私の認識では、ここ間尾・浜田地区という地区であります、周辺に比べて比較的高い部分でありますので、そのエリアには入ってはいなかったというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 細かいことは委員会で聞きますので、済みません、先に下のほうにいつてしまったんで、7款でお願いします。商工費ね。これプレミアム商品券、また今回も行う前提で予算を計上してきたんだと思います。こちらについての説明と、例年どおりだという数字だと思うんですが、その辺の説明と、町単独部分があるのかどうなのかという部分と。

もう一つは、今企画のほうで、これ産業課も一緒になってやっているんですか、駅前のにぎわい化ということを今吉富町は随分やられています。そちらに大きな予算もかけています。このプレミアム商品券発行事業というものも、それに鑑みたような企画もされているのか、その辺も考慮されたのか、その辺もわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、商工振興費のプレミアム商品券の発行事業の助成金について御説明いたします。

これは、昨年と同様、商工会が企画して、プレミアム商品券の発行する事業でございます。総額が2,000万円、プレミアム率が10%、そのうちの7%を町が助成するものでございます。残り3%につきましては、県が直接商工会へ補助するものでございます。

次に、町単独でという御質問ですが、それについては予定はございません。

また、今現在、駅前でやっています地方創生事業とは関連はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この町の単独費は入っていませんと、ごめんなさい、7%がそうだとおっしゃいました。本来は、商工振興費とかいうのは、何かそういう形で交付金の中にあるんじゃないんですか。そういうなんは全くないんでしょうか。要するに交付税措置とされた分の中から、その交付金は自由に使えますのでという形で7%というのは、町単独で出したとそうしますが、実際は交付金の中から出とるんだらうと私は理解するんですが、そういうふうにちゃんと商工振興費という形でお金が交付されとるんじゃないかなと思いますが、その辺、担当課長お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

こういった、商工業に対するこういった交付金の算定は交付税の中にはあろうかと思えます。  
以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全体の話をお聞かせ願いたいと思って質問しております。全体、幾らかわからんけれども、商工会振興費という形、名前はわかりませんが、農業費とか、工業費とか、商業費とかちゅうことで、道路とかそういうものもひっくるめて、交付税として私たちは見とると思うんですが。

要するに何言いたいかという、あとは町長のちゅうか、執行部のどこに重点的にそのお金を充当するかちゅうことで、こういう金額が変わってくるんだらうと思うんで、実際は、ほかの商工費と思うんですが、要するにまだ商工費としてもらった分を商工費にちゃんと出しとるか、そうじゃなくて流用しとるかとか、そういうことがありゃせんじゃろうかなと思うわけですが、そういうことはないんですね。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

商工会ということではございません。商工費ということでございますので、そのこの区別のほうはどうぞよろしく申し上げます。

それと、その交付税、入ってきた交付税なんですが、交付税がどのように使われているかということにつきましては、適正に使われていると言うほか言いようがないと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） プレミアム商品券なんですけれども、例年どおりの内容ということを知りました。前回はこれが出たとき、私言いましたし、1度、一般質問でも取り上げたんですが、1万円が1,000円券の11枚ですか。1束になると思うんですね。

商工会が企画するものなので、執行部としては指示はできないかもしれませんが、町民の皆さんの中から、1万円の余裕がないと、これは恩恵を受けられない。この140万円は税金ですね。県が出すのも税金です。私、そこは改善するべきだと思うんですけれども、執行部の感想で結構です。私の言っていることについて、そうだと思いますか。要するに1万円の余裕がない人は、全くこの恩恵を受けられないんですよ。その辺お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） このプレミアム商品券の助成金を予算計上した後に、商工会と協議をしまして、今年度は500円券の10枚つづりで、プレミアム分として500円の



5,000円の券の販売をベースに、今現在、商工会のほうは考えてやられているということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど例年どおりと言われませんでしたかね。違ったっけ。

（「金額は」と呼ぶ者あり）金額が例年どおりということ。済みません。それで私は例年どおりと思って言いました。少しでも改善できたかな、できるかなと思います。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 9款消防費、消防総務費、防火水槽設置工事費、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

防火水槽設置工事費831万9,000円です。狹隘道路事業土屋居屋敷線拡幅工事に伴いまして、耐震性地下式防火水槽を設置するものであります。この付近には消火栓が1基設置されておりますが、他の水利がございませんので設置をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら、土屋のほうに設置というふうに今お聞きしました。消火栓の話も今お聞きしました。1カ所しかないということで、防火水槽設置工事というのは、これは大変いいことだと思います。以前、ある道路をつくる时候にも、議会のほうでもそういうことを、付託とかいろいろやったと思いますが、そういつてやってくださいというふうに言っていたんで、してくれるんだと、それが原因かどうか知りませんが、前向きに進めているのいいことだと思います。

ただ、これ設置に当たって、地元消防団とか、そういうとこと協議は行ったんでしょうかというのがまず一点と、狹隘道路に関して、今設置というふうに説明がありました。ということは、今後、狹隘道路に関しては、こういう防火水槽を設置する前提、もちろん水利があるところで不必要なところは要らないんでしょうけど、今後、そういうことをやっていくんでしょうか。その点の2点を確認します。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1点目の消防団との協議については、今回はいたしておりません。

2点目の狹隘道路の際には必ずするのかという質問については、水利のないところであれば積極的に設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ今、工事費が831万9,000円に対して、地方債でやる形で、先ほど企画課長が最初に説明してくれた緊急防災・減災事業債という形になるのかなと思うんですね。補助はなくて、あくまでも、先ほど企画課長が言ったように交付税の算入措置があるという、充当という形でいいんですよね。その確認が一点と。

もう一個は、これ例えば今言われていたように、狹隘道路とかを今後やっていくときに、水利がない場合、こういうのを設置していきたいという前向きなことをお聞きしました。大変ありがたいんですが、これ例えば今回、今は道路が狹隘道路で、2カ所かな今、今回の予算で上がっているのが。この5個中の2カ所かね、さっきの建設課長の説明では。実際、広津松山線まで入れると3カ所か。これが6月補正で既に3カ所。多分今後も出てくるんだと思うんですね。

これ何個ぐらいまで許可というか、申請が年度中に、1年間で何基ぐらいまでは可能というか、別に上限はないとかなんか、その確認されていますか。その辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 緊急防災・減災事業債が認められれば上限はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがたい、ありがたいというのは言わんほうがいいと思いで、町民のためにとってはありがたいという言い方だろうと思いますが。まず、防災のための消火水槽をつくるというのは、計画の中にあつたと思うんです。それが少しずつですが動き始めたのは、大変町民にとって喜ばしいことだろうと思う。

今、まず地元の方と御相談したんでしようが、消防団とはなかったと。だから、今回の土屋の狹隘道路は、かなりの、何メートルですかね、300メートルぐらいあるんですかね。そのどの辺のところに設置するかちゅうのもいろいろあるだろうと思います。そういうことは協議しながらやったほうがいいと思うんですね。それとか、消防本部との協議ちゅうんですかね、御相談があるかと思う。

それとは別に、そもそも防火水槽設置の計画書があるのか。何年に幾つ、何年に幾つとか、場所は、狹隘道路ができればそこにする、地区の方々から土地の御協力をいただいてやらにやならんと思いますが、それとは別に、何年設置のための何か計画書があるんでしようか。その点をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防火水槽につきましては、吉富町の地域防災計画において設置をするということを明記しております。それに基づいて設置をいたしております。

ただ、なかなかこの地下式防火水槽を設置するためには、広い土地が必要になります。ですから、こういった新しい道路をつくる際に、道路の中に設置をするのが一番場所が確保できますのでいいかなと思っておりますので、こういった狭隘道路拡幅工事の際には設置を検討したい。水利があれば別ですけど、なければ検討したいという方向で進めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 都市計画というんですかね、そういうのが、都市のいろんな機能があります。その中に、ここにはこういう道路が欲しいということで、計画書はありますよ。最終的にそこの地権者とは、こうこうこういう理由でこういう施設が欲しいと、御協力を願うちゅう議論を、論議を詰めていくちゅう作業が要るだろうと思いますが、そのためには、まずこういう計画書をつくりましたと。議会にもお示し願って、それを計画書として、それをもって各地区の区長さんとか、区長会なんかに投げかけて、ぜひ御協力願いますと、いかがでしょうかということが、説得ちゅうんですか、より実施ができる可能な計画だろうと思うんで。いまだにそういう水槽を何年からつくっていくという計画がないというのは驚きと思いますが、それで本当よろしいんでしょうか。もう一度。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地下式防火水槽は、設置できる場所があれば設置をしていきたいというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、広い土地を必要としますので、なかなかそういったところがございます。ですから、こういった拡幅工事で土地ができれば、そこに設置をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10款教育費で小学校費で負担金補助及び交付金、学校運営協議会運営助成金、先ほど歳入のところでもいろいろ説明を受けたんですが、こちらについて、これは助成金というのも2分の1が補助で、今回これなんかやると言われたんですが、この助成金の金額の根拠はどういう形になるんですか。人数とか、何回分とか、何かそういうものがあるんでしょうか。

もう一つは、先日、広報のほうで見させてもらったんですが、小学校運営協議会の協議会委員の皆さんというふうなことを書いていました。あともう一つ、吉富中学校学校運営協議会委員の皆さんというふうに書いていたんで、これは小学校の分だけということによかったんですかね。

あと、中学校はこの中に入っていない。この分では入っていないということなんですか。中学校はどうなるのかな。その辺わかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えさせていただきます。

この学校運営協議会の助成金なんですが、今山本議員さんの御質問で、先ほどの歳入のところというようなお話があったかと思うんですが、これは、先ほどの歳入で上げました、例えば福岡学力向上の補助金であるとかではなく、全くの町の単独のものでございますということを先に御説明をさせていただきます。

これにつきましては、5月1日に吉富小学校に設置をしました学校運営協議会の活動費ということで、この協議会のほうに32万円を助成するというので今回上げさせていただいております。これは、あくまで町の予算になりますので、吉富小学校に設置されました学校運営協議会分のみとなっておりますので、中学校、広報には中学校もということを書いておりましたが、それにつきましては組合になりますので、こちらのほうには入っておりません。

この32万円の活動費の積算ということにはなるんですが、会議を5回程度、もう既に1回開催しまして、あさって15日に2回目を開催するようにはしておりますが、年間5回程度開催するようにはしております。

そのときの会議の消耗品であるとか、あと実際に活動をしていただくようになりますが、その中で、学校のほうから、今年度、初年度になりますので、どういう活動をこの学校運営協議会を通じて地域の皆さんにさせていただくかという中で、まずは吉富小学校、児童の見守りというところを地域の皆さんに御協力をいただきながらということ考えておりますので、その見守りをする際の、今の時代、いろんな方が街角に立っていただいて、小学生に挨拶をしていただいても、なかなか知らない方からの声かけ等という心配もございますので、そういう活動をしていただく際に、おそろいのジャンパー等を着用していただいて活動に参加していただくということで、そういう経費が含まれた合計額として32万円計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。これはあくまでも小学校費で上がっているんで、小学校だろうと思ったんですが、一応、ちょっと一緒になっているのかなと思ったんで確認してもらいました。

これが歳入の先ほどの説明とは全く関係ない町単独ですと言われたんですが、でいうと、この財源内訳に10万円て書かれている、これはどういうことなのかな。ちょっとその辺も教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えさせていただきます。

補正予算書のほうに、今言われるように財源内訳で、国県支出金が10万円と一般財源で22万円ということになっておりますが、今言ったように、あくまでこの協議会の助成金が32万円一般財源として措置、計上をさせていただいております。

先ほど入ってきました学力向上の分が県費で10万円、歳入として入ってきますが、歳出につきましては、今回、改めて計上をしているものではなく、当初予算の中で例えば、消耗品等について計上しておりましたので、その計上していた分が一般財源がマイナス10万円になるというような計算をしていただければ、あくまで国県の10万円は福岡の学力向上事業、そして、一般財源の22万円は、この32万円からその事業の一般財源分、既に支出に組み込んでおります分をマイナス10万円するというので今回こういう形での予算の計上になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回入ってくる金額は、以前の分が入ってくるだけで、差し引きの金額をここに書いているだけで、あくまでもこの分じゃないですよということがよくわかりました。

先ほど課長が説明された地域の方の見守り活動のときに、おそろいの格好というふうに言われたんで、多分帽子とか、このビブスとかなんか、そういうものなんかを用意するのかなと思うんですね。

これどうなんでしょう。もう大体どういうものか想定されていますか。そのどういうものか。というのは、色を何色にするのかなと思って。これ私、豊前のほうで京築防犯組合ちゅうのがあって、これ豊前署管内全部を束ねている組合なんですけど、そちらのほうでお聞きしたら、やはり地域みまもり隊はこの色でとか、防犯活動はこの色でとか、何かいろいろ色分けがある程度あるそうです、地域性が。これは県によっても違うみたいです。カラー舗装だって、福岡県は緑ですけど、大分県に入ったら黄色とか青があったり、ちょっと違うんで、これはわからないんですが、できる限りそういうものもある程度統一しないと、余りにもばらばらになり過ぎてもおかしいのかなというふうに個人的に思っていますので、特に子供もわかりづらいんで。その辺もし考えがあるなら、とか今から検討されるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今、山本議員さんの御質問ですが、特に、言われるようにビブスとかジャンパーとかいうところで今回は積算をして計上させていただいておりますが、色あるいは実際にじゃ何を、帽子なのかビブスなのかというところの実際のものになりますと、あとは運営

協議会の委員さんの方々と話し合いをしていただきながら、今言われるように、まちの防犯の方の着用しているもの、あるいは健康福祉課の関係で民生委員協議会のほうがジャンバーを着用しての挨拶運動等にも参加していただいておりますので、そちらのほうも参考にしてというところで、あとは運営協議会であくまで決定をしてもらうということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけれども、ちょっと先ほどの予算の計上の仕方がちょっと私わからないというか、要するにこれだけ見ますと、学校運営協議会運営助成金、これ先ほどの説明では一般財源が充てられるわけですね、実質的には。でもこの予算書を見ると、国庫支出金とその一般財源が充てられたというふうに、これを見たらそれしか読めませんよね。

課長、今の説明を聞けば、なるほどそうなのかと思うけど、この予算書を見ること、予算書で全てがわかるようにならないと何かおかしいと思うんですよね。そういうことって、私余り聞いたことなかったもので、そうなんですかね。済みません。ちょっと何となく納得いきにくいので。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） この予算書、補正予算を単独で見ますと、歳入のほうの、福岡学力向上という名称は別にして、この歳出の財源内訳を見ますと32万に対して10万の県費があるというふうには見れるんですが、あくまで予算書というのは法に基づいての様式で、それで計上しておりますので、あくまでこれは一般会計の補正予算書ということで、当初予算、あるいはこの補正予算を一体的に見ていただいて御理解をいただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） コミュニティスクールですね、このことでちょっとお尋ねします。メンバーがここに手元にあります、簡単に言えば地元の小学校ですので、和井田区自治会とかかわりがいっぱいあるわけですが、そういう方とどのような会議の進みぐあいを合議して、今こうですよとか、地元の方の声を聞くとか、上げるとかちゅうことはどのように工夫されるんでしょうか。ちょっと担当でもいいですが、どちらかお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 学校運営協議会というのは、学校運営を地域または地域の各種団体の方と学校が一緒になってやっつけようとするものでございます。自治会の代表としては、自治会長さんをお願いしております。それぞれの自治会の代表を入れるには人数が多くなり過ぎますので、自治会長さん等にいろいろな自治会の状況の情報を収集していただいたり、私たちがことしも行きましたが、地区の懇談会等で情報を収集したりして、その状況を分析して何か活動に移す

ときにそれぞれの団体の代表の方にまた改めてお願いすることをその一斉に流していく。そういうシステムで考えております。

ですから、情報の収集とその目標を設定して、その目標を実現するための行動について、それらの方々に呼びかけていくという、そういう運営組織というふうに考えていただけたらよろしいのではないかなというふうに思っております。足りたかどうかわかりませんが以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 意見は挟めませんので、地元、全町に皆さんに自治会長からこういう会議がありますと、皆さんの御意見をいただきたいとか、そういうことを必ずフィードバックしながらの会議が望まれるんだろうと思うんですね。

それで、今のお話だと、自治会長さんの役割が非常に強い。大きなもんですね。ですので、ほかの方が少ないという意味じゃないんですが、これちょっと意見じゃありませんが、地区の行政懇談会に私傍聴に行きました。そのときの地元の方との新教育長のやりとりがなかなかすばらしかったんですね。そういうふうに感じました。いろいろな方が町長にもこうこうだと、小学生はこうだというお話がありました中、教育長がそれを受けて、まさにそのことが学校、子供たちを地域で育てるための手だてが、このコミュニティスクールだと。これもコミュニティスクールちゅう言い方せずに、学校運営協議会というのを立ち上げたんですよと、そういう説明がありました。非常に皆さんの意見を聞いてもわかりやすかったということだったんですね。

ぜひともそういう意味でコミュニケーションが地元の方によりよくわかるように、それと……、意見になってしもうたな。この辺でやめます。総務で聞きますから。

○議長（若山 征洋君） 次に、18ページ。歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に19ページ、債務負担行為。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。19ページです。債務負担行為。一番最初の方で、5ページ目でも一応お聞きしたんですが、この分、この同意債に係る元利償還金というのは、常に毎年毎年上がってきてずっとふえていっているんですが、これはどうなるんですかね。今後ずっと同じように毎年毎年ふえていくものなんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですね。

というのが、当初予算の中で、皆さんもお気づきかどうかわからないんですが、これだけずっとあるわけですね。同じようなものが、全部同じで、ただ数字が1個違うだけとかがずっと続くんですが、もちろん中身が違う以上は、そうなっていくんでしょう。でもこれだけ見ると、よ

くわからないんですよ。先ほどからも債務負担行為で聞いたんですが、これ聞かないと、この中身ちゅうのは全然わからんのですよね。

例えば、今回が災害対応の特殊水槽つきタンク車を買ったとか、屋上の防火水槽、防水工事を行ったとか、昨年については、消防署のデジタル化に伴ったとか、全国瞬時災害情報システム何とかとかいうふうになっているんですが、これ見る限りじゃ全然わからんで、同じものがふえていいるのかなしか思えないんですよ。もう少しこれ書き方というか、何かこうわかりやすくできる方法というのはないんですかね。そうしないと、もう同じようなものがずっとふえていって、左側の言葉は一緒なのに、よく見ると、支出期間だけがちょっと違うとか、1年違うとか。

これ見ていくと、あれこれ同じのが2個もあるぞとってしまうものもあるんですね。だから、ちょっとその辺どうなんでしょうか。これはやっぱりどうしても法的にできないのか。それともちょっと工夫ができるものなのか。ちょっとその辺を聞かせてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

こういった債務負担行為の補正とか、こういったのにつきましては、毎年度、そういった各事業につきまして、こういった債務負担行為を組んで、それが償還されていくというようなことでございます。

過去に組まれた分につきましては、終了したのもございます。ただ、最近組んだものにつきましては、今後とも償還をしてまいるわけでございますが、なかなか表だけを見ますとわかりづらいうようなこともあろうかと思えます。こういった様式につきましては、少しでもわかりやすいように、工夫ができるものはしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） できればお願いしたい。

というのが、債務負担を一度組むと、このことについては、我々には表に出てこないんですね。予算書のときに、ぼんとこれ一覧が出るだけで。こういうふうに関追加や補正、変わったことがあったり、新しく追加があったときだけ出ますけど、普段は出ないんですね。もう我々の介入するところではない。だから、どうしても毎回毎回同じことを聞かざるを得なくなるんで、そうではなくて、ここに横に一言備考みたいな形でも、多分欄が空くと思いますから、何か一言書いてくれば、同じ質問をせずに済みますし、あれはどうなっているのかなというのができると思うんで、ちょっとその辺は、せっかく企画が一生懸命細かく数字出してやっているんでしょから、せめて言葉一言書いてくれると、無駄な質問がしないで済みますし、我々も住民に説明がしやすくなりますので、ぜひともよろしく申し上げます。質問でなくなったけどいいかな。お願い



します。

○議長（若山 征洋君） 次、20ページ。地方債の現在高に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債の現在高並びに見込みに関する調書と長いんでね、ちょっともう簡単に言います。

これ、まず、ちょっとお聞きしたいのが、3月24日に補正予算第1号というのが出ました。それに基づいて今回、また新しく変更等がずっとされているんだと思うんですね。

そこでちょっとお聞きしたい。今回のこの補正予算の中で変更前という部分がありますよね、左側の。変更前というところ。ここの当該年度末現在高見込み額というのが、これが多分一番下、33億5,663万9,000円というものが多分、前回これ2号ですから、1号の一番終わった時点の金額なのかなと僕は思うんです、僕はですね。そう思って1号を見たんですが、これどうなのかな。1号の場合は、1号の変更された後の金額が多分ここに来るのかなと僕は思うんですが、もしかすると僕の勘違いかもしれません。そこの数字と違うんですけど、これは何か私の知らない間に、何か専決か何かされていたのか、それともこの1号予算というのが3月24日ですから、未までに1週間ありますから、その1週間の間に何か返してしまったとか、何かそんなのあるのかなと、何かちょっとその辺がわからないんで、ちょっとその辺の説明をしてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

これは大変申しわけないんですが、補正の第1号のところの変更後の金額が、合計額が33億5,573万9,000円というふうに表記してございますが、この時点での正解は33億5,006万3,900円というのが正解でございました。ここの記載が間違っております。

ということで、今回20ページについております、この変更前のこの金額が正解でございます。それから、今回の変更後の金額、プラス1,330万円加えまして、33億6,393万9,000円というふうになってございます。大変申しわけございませんでした。

以上です。（「まずそれ説明すべきやろう」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっとクイズのような話をされました。こちらが正解、こちらが不正解。ということは、今後はどの予算書を信用したらいいんですか。今この長い時間、我々が審議したこれが、例えば、これ1号予算は確かに短かったですよね。あのときは3,000万円の補正だけということだったので、かなり早く終わりましたよ。確かに私たちもよく見てなかった。でもこの予算書に基づいて審議をするのが、この議会ですよね。この予算書が信用できないのであれば、じゃ何をもってして信用すればいいんですかね。何を審議するんですか。これは

議会を侮辱されているんじゃないですか。議会軽視じゃないんですか。まず、最初にそれがわかったのであれば、今回の補正予算書を出すときに、前回こういう訂正がありましたと出すべきじゃないか。違うんですか。これ聞いたからこそ、はい、正解です。クイズじゃないんですよ。

○議長（若山 征洋君） 山本君、ちょっと言い方を。

○議員（2番 山本 定生君） クイズじゃないんですよ。そういうことでしょう。（発言する者あり）

これ私がたまたま見つけたから、見つけなかったら、はいクイズに外れっていうことじゃないですから。このことについてどうなんですか。町長、ちょっと説明お願いしますよ。（「一遍、ちょっと暫時休憩しようや」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩。

午前11時49分休憩

.....  
午前11時49分再開

○議長（若山 征洋君） じゃ休憩前に引き続き再開いたします。

町長、答弁。

○町長（今富壽一郎君） 今、山本議員から御指摘の件につきましては、まさにそのとおりのいうふうに思っております。今、担当課長に確認をいたしましたところ、この予算書を作成したときに発見をしたということでもありますので、本来であれば、議会の開会前の全員協議会等で皆様に訂正のおわびをするべきところだったというふうに思っております。今後は、こういうことのないように、事務の執行に関して厳格に、厳粛に進めてまいりたいというふうに思います。どうも御指摘をいただきまして、まことに済みませんでした。ありがとうございました。（「御指摘じゃないでしょう、あなたが謝らにや」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この欄に関してなんですけれども、ここの数字が云々でないのも、もしか教えていただけたらば答えていただきたいんですけど。

利息の総合計というのは、どのくらいなんですか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 大変失礼いたしました。申しわけございませんでした。

今御質問の利息の総合計というのは、どの起債の分でございますか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それぞれにありますよね、利息が。現在抱えている利息というか、その総合計。だから、今現在に将来払うべきものとして町が抱えている利息が一体どのくらい

あるのかなと思ったんですが。

○企画財政課長（奥田 健一君） 済みません。今、現在、その資料は持ってございませんので、また改めて報告させていただきたいと思います。済みませんでした。

○議長（若山 征洋君） 次に、21ページ。何かありますか。21ページ、給与費明細書。22ページ、23ページ、24ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 24ページで級別職員数、これが補正前と補正後で変わっていますので、これちょっと上から簡単に説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

24ページですね。補正前、まず6級ですね。6級の職員はいませんでした。4月1日で6級の職員が3名になっております。これは、右にございますとおり、6級は相当困難な業務を処理する課長の職務ということで、当初予算ではゼロ名でございましたが、3名になっております。

5級につきましては、そのままでございます。4級につきましても、そのままですね。3級につきましても、25名から23名になって、これは昇給に伴うものでございまして、今、ちょっと具体的に誰がどうなったかというのはないんですけれども、昇格した者が当初予算から見てふえたということでこういう数字になっております。どういった説明を、私が言ったら悪いんですけど、そういったことになっております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この辺はちょっと説明しづらいと思うんです、1個1個はね。先ほど言った款ごとに聞くとかなんかじゃないと、そうすると難しいのかな。

じゃ一つだけ確認しましょう。6級ですね。これが昨年まではたしか1名だったと思うんですね。これが今回3名にふえているので、たしかこれは相当困難な業務をされる方なんで、個人名を出したらまずいでしょうから、せめてどういう職種、どの職務は行っている方なのか、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 職務と申しますが、経験年数で今回、経験を積んだ課長が6級に昇格しております。

以上です。3名昇格しております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今言われた経験というのは、課長になってからの経験でしょうか。それとも人生の経験、いわゆる年齢なのか。ちょっとその辺がわからないので教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 課長職になってからの課長職の経験でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それはどこかに内規であるのでしょうか。今まで、だから、今言った何年以上とか何年未満とかの方は外すけど、何年以上とか、職種には関係ないんですか。それを教えてください。総務課長とか企画課長とか福祉とか。言ってもいいんじゃないでしょうかね。議会事務局長とか。お願いします。ルールですからね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その3名は課長になってから経験年数が長い方3名でございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとちょっと。議長、今のでいいんですか。私はそういう質問していません。何年ちゅう規定があるのか、内規があるのかって聞いたんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 内規はございませんが、今、人事評価制度というのをしております。その中で5級から6級に上がる要件というものをしておりますが、2年以上優秀な成績があるものというものを最低条件にしています。それをクリアしたものが上がるんですが、それを決めるのは人事権のある町長でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 総務委員会でいろいろお聞きしたいと思いますが、内規がないということですね。要するに町長の判断によると、あえて言いますが、不満が起らないようなちゃんと内規をつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたとおり、2年以上優秀な成績をしたものが候補に上がります。それが内規です。それに基づいて町長、人事権は町長にありますので、町長が判断をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、25ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ずっと聞き入ってしまった。ごめんなさい。

ちょっと私は産業建設のほうなので、済みません、福祉のほうなので、この人事関係のほうは委員会ではありませんから、ちょっと委員会の分で今、ちょっといろいろ細かく聞きたいと思いま

す。

このエの昇給のページでちょっとお聞きしたいんですが、補正前、補正前は職員数が70人に  
関して、昇給にかかわる職員数が69となっています。今回、補正後で職員数が68に対して、  
昇給にかかわる職員数が68となっています。この1名の差というのは、その70から68にな  
ったちゅう意味じゃないんよ。下の69と70のこの差というものがちょっとわかりづらいんで、  
その説明ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

実は、その補正前は4級であった職員が5級の主幹に上がりました。4級の時点では、給料表  
の一番下までいっておいりましたので、給料表にない昇給はできませんので、昇給がなかった。そ  
の職員が今回主幹として5級に行きました。5級に行った時点で一番下じゃなくて昇給の枠がで  
きましたので、昇給するということになりましたので1名増ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと確認させてください。

その級のずっと年数に応じて上がっていきますよね。それがいわゆるもうこの人はこの級の中  
では最高まで行ってしまっていて、これ以上昇給がない状態やったのが、もう1ランクアップに  
なった。もう1ステップ上がってもうちょっとふえた。上がる率がもうちょっと枠ができたとい  
うことなんですか。ちょっとそこもう一回確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 例規集の中にも給料表がありますが、4級の職員は、例えば、85、  
4級の85が限度だったとすれば、もうその方は85に行っているということです。ですが、  
6級に渡ったら、その人の相対する級に渡ったときには、まだ下に号級があった。そうした場合  
は、この人は昇給しますので、昇給するという数の中に入っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません。17ページの先ほどの予算のところなんですけど、  
ちょっとわからないので、学校管理費のところですね。そうしますと、この学校運営協議会運営  
助成金32万円は、32万円の出どころは、一般財源22万円と何になるんですかね。ちょっと  
説明が先ほどあったかもしれないんですけど、ちょっと済みません。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、この32万円といたしますのは、あくまで一般財源、単独事業ですので、一般財源というところで32万円です。先ほど県費が10万円入ってくるというのは、当初予算の財源の補正ということで、県の支出金が10万円入ってきましたので、一般財源として当初にその10万円分は組んでいたけれども、そこはマイナスになり、そして、この32万円は今回プラスになっているので、そこが差し引き22万円という一般財源の表示になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、予算書の中にはそういう感じのものが結構あるということなんですかね、そういふふうに表記されているということが。だから、これから予算書見るときに、今まで私、これだと見る場合に、32万円の出どころは国県支出金と一般財源がこれに充てられているんだなというふうになんて見てきたんですね。

先ほど山本議員が質問されたときに、感覚として、この中に福岡何とかありましたよね、歳入のほうで。あのお金が、あの内容ではないよなというのは感覚的にあったので、質疑聞きながら、じゃあその内容のものはどれかなと思いつつ見ていたんですね。そしたら、課長の説明で先ほど言われたことがあったので、だから、これから予算書見るときに、今までの見方ではちょっと悪いなというような感じがしたんですね。だから、こういうことって結構あるんですか。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回のこれにつきましては、歳入としては財源があるんですが、その分の歳出がないわけなんですよね。そうした場合、こういった歳出のほうで予算が組まれたところに、その歳入の財源を充てていくというようなことで、今回、通常、歳入の財源があれば、それを使う歳出の財源があるんですが、今回、こういったところがなかったということで、例としては特殊な形になってしまったなということで、通常は、そういうのが、歳入もあり、歳出もありが通常でございますので、特殊な例だったということで、申しわけないですけど御判断いただければと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入歳出全般でちょっと聞きたいことがあった。今の説明ちょっと乗っかってしまって申しわけないんですけど、通常、そういう金額というのは、大体年度末ぐらいに調整でいつも入るよね、補正でずっと。そこに持ってきてもよかったんじゃないか。やっぱり、でもそこは真面目なんだろうね、もう入った時点で、やっぱり乗せんと気が済まんやったのか。どうなんですか。やっぱそういう普段大体よその部署では最終的に調整かけますよ

ね、交付税が実はこれくらい入ってきましたとかなんとかいう。それじゃまずかったのかな。ちょっとその辺も確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 通常と言われればあれなんです、基本的にはやはり補助金の交付を申請して、内示なり確定なりがあった時点で、補正予算に計上はしているということで認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入、歳出全般です。済みません。今のちょっとたまたま同僚議員が聞いていたので聞いたわけです。

先ほどの職員のこととちょっとお聞きしたいんで、これ全般的なことと聞きたいんですが、現在の職員定数、これは今一体何人になって、そのうち出向、さっき中学校の話で出向というのがあったんで、派遣か、派遣か。出向でもいい派遣でもいい。何名いらっしゃるのか。

先ほど総務預かりという形で休職者ということをおっしゃいました、休職者かな。今、それが何名なのか。ちょっとその辺を実数でちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現在の職員の定数は、79名になっております。そのうち3名が派遣職員となっております。中学校組合に2人、介護保険広域連合に1人となっております。今現在、2名欠員となっております。

今申し上げましたが、条例定数は81名です。条例定数は81名ですが、行政改革の中で79名というふうに定めております。

先ほど申し上げましたように、そのうち3名が派遣、今現在2名が欠員となっております。（「欠員、休職者」と呼ぶ者あり）欠員です。3月末で1名やめまして、今年の採用者のうち1人が採用を辞退をいたしましたので2名が欠員となっております。

そして、今、山本議員おっしゃった分限休職者は2名というふうに現在なっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時からです。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案審議に入ります前に企画財政課長、教務課長の2人から議案第26号について発言の申し出がありますので、これを許可します。

まず、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 皆さん、大変申しわけございません。先ほどありました地方債の調書でございますが、本来であれば1号補正のときに精査しておくべきものが間違っていました。ただいま修正した1号補正の修正をした資料を用意させていただきましたので、それをお配りしまして説明をさせていただきたいと思っております。済みませんでした。

それでは、今お配りさせていただきました資料につきまして修正箇所の説明をさせていただきたいと思っております。

これはあくまでも前回の1号補正に修正をかけるという形にさせていただいております。ということは、変更前の額につきましては、これにつきましては当初予算を意味しているわけでございまして、その横が変更後、これが1号補正を意味しているわけでございます。

この変更後ですが、合計金額のところでは、前回33億5,573万9,000円という金額が上がってございます。この修正なんです、それが33億5,063万9,000円になるわけでございますが、修正箇所が、（11）の庁舎増改築のところでございます。11番でございます。変更後のところの金額で、当初3,000万円の金額を上げてございましたが、起債の額は実は2,490万円でございます。このところを事業費のほうの3,000万円を計上してしまったということで、ここに間違いがございました。その関係でその欄の当該年度末の現在高見込み額のところ、2億3,760万円というのが実際は2億3,250万円になるというようなところでございまして、ここに修正がございました。今回、その点につきまして深くおわびを申し上げたいと思っております。

そして、この変更、今お渡ししました変更後のこの額が今回の第2号のところの変更前のほうの金額と一致するというようなわけでございます。大変申しわけございませんでした。

それと、もう1点、岸本議員さんのほうから、現在の28年度末の地方債の残高等は幾らにな



ってございますかという質問でございました。この3月末現在につきましては、広報よしとみのほうに掲載しております一般会計事業債につきましては、ここの数字で読まさせていただきます。24億1,329万9,000円というようなことで広報に上がっているとおりでございます。

済みません。大変申しわけなかったです。申しわけありませんでした。

○議長（若山 征洋君） 今ただいま企画課長から説明があり、修正版が配られたと思います。今後は同じ間違いを起こさないように再発防止を徹底して職務を執行してください。

次に、教務課長からの発言を求められておりますので許可いたします。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 午前中の一般会計補正予算の債務負担行為補正の山本議員さんからの御質問で、中学校組合に対する同意債に関する元利の償還金のところで、私の答弁の中で期間を平成29年度から10年間ということでお答えさせていただきましたが、29年度から11年間ということ平成39年度までになりますので、答弁のほうを訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

---

**日程第3. 議案第27号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出3ページ、次に4ページ。事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく、総括歳出。

次に、歳入、6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、8ページ、給与費明細書、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第4. 議案第28号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算、1ページ。補正予算実施計画、2ページ、3ページ。予定貸借対照表、4ページ、5ページ。補正予算明細書、6ページ、7ページ。給与費明細書、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 天仲寺山の上に配水池を今建てかえ建設中、そういう言い方でいいんでしょうか。今どの辺までと、それと今までの工事経過、住民の方への説明とか、その辺の経過をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 現在、天仲寺山の小学校側の山に改築工事中であります吉富町の第3配水池の進捗状況にまずついてお答えをさせていただきます。

現在、1棟目——2棟建てる予定ですが、1棟目としまして、現在ありますPCタンクの南側に1棟目を建設中でありまして、現在、外壁の工事を進めておりまして、貯水池の水をためる槽の下部工までが完成をいたしております。今後、もう少し足場を高く組みまして、今からいよいよ水がたまる部分、約6メートルほど上向きですね。もうちょっとつくっていく予定にしておりまして、本年度の11月に完成を目指して計画どおり進捗している状況でございます。

この工事にかかりましては、事前に和井田地区、最も工事で御迷惑をかける地区でございます。和井田地区において地元説明会を行いまして、十分そこで質疑応答の時間を設けて工事に入っております。

それと、神社地でありますので、古表神社の関係、宮司さん等につきましても、工事の内容、新しい形につきましても十分協議をさせていただいて、御了承を地元、神社双方に了承を得た上で順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 順調に推移しているというお言葉でしたが、まず、地元説明会の

ときに、地元の方々の心配されたのは、工事による何か自宅に変化があつてはならんと、その心配を口々に唱えていたと思いますが、それに対してちゃんと準備説明会が終わって、現在、皆さんの感想かなんかをお聞きでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 直接個別に聞くような機会は設けておりませんが、逐次何かございましたら役場の上下水道課のほうにということで、周知を、業者さんにもそういった旨、周知しております。

先般、1件天仲寺の坂を下ったところの御家庭の方から工事に伴って少し路面が荒れているというお話を1件いただいております。そちらの件につきましては、すぐに業者とそちらの方と協議をいたしまして、暫定的にちょっと重量物が通りました関係上、道路が少し一部陥没しておりましたので、業者さんのほうから直ちに舗装の補修工事を行うというような形で誠心誠意対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5. 議案第29号 監査委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第29号監査委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

監査委員の選任について。本町監査委員に次の者を選任したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字広津324番地1、氏名、守口賢二郎、昭和15年7月30日生まれ。

平成29年6月23日をもって任期が満了する守口賢二郎氏を再選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

守口賢二郎さんは、現在76歳、平成17年6月に本町監査委員に就任し、現在3期目、

1 2年間監査委員を務められております。

御存じのとおり、守口さんは、監査委員としての豊かな経験、知識、識見を有しておりますので、本町監査委員として適任者であると思っております。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号監査委員の選任について同意を求める案件は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 議案書5ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。本町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。

住所、吉富町大字広津111番地1、氏名、中山智恵、昭和28年1月6日生まれ。平成29年6月23日をもって任期が満了する奥家謙一氏の後任として中山智恵氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

中山智恵さんは、現在64歳、大分県内の県立高校を御卒業後、民間企業に勤務の後、大分市内で自営業で飲食店を23年間経営されておられました。

平成22年に吉富町に転入され、現在は、よしみレディースや吉富町文化協会のメンバーとして御活躍されております。

23年間にわたる自営業者としての経営感覚、豊かな経験、知識、識見を有しておりますので、吉富町、本町固定資産評価審査委員会委員として適任者であると思っております。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 固定資産評価審査委員会ですね。全協での説明で、メンバーは3名とお聞きしました。今の説明のように、21年間務めていただきました奥家謙一さんの後任だということです。

3名の委員会の中に、たしか補欠委員というのが設置というんですか、ないんでしょうか。あと2人の現在のメンバーの方と補欠委員というんですかね。そういうものがあつたかどうか。この方は補欠委員だったのか、この中山さんは補欠委員だったのかどうか、あわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 固定資産評価審査委員につきましては、補欠という制度がございません。3名とも正規の委員となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。となると、その中に新しい今まで3名の委員会メンバーが直近で変わったちゅうんかね、どっかで変わったというのは、奥家さん以外にはどなたがおるんですか。先ほど言われたように、あと2名の方はどういう方でしょうか。あわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） あと2名の委員さんは、西川委員と友田委員でございます。西川委員につきましては、現在、今ちょっと資料を持っていないんですけども、西川委員は3年間3期だったと記憶しております。友田委員は、現在1期目で2年目、今3年目だというふうに記

憶しております。その2名でございます。

以上です。（「これ最後です」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） お二人の方は、行政マンとして深い見識と経験をお持ちの方です。一般の方として、当然こういう評価審査委員会のメンバーにふさわしいんだろうと思いますが、この中山さんにたどりついた、何かこの方が資格とか、経験、先ほど21年間個人経営立派にされたということがありますが、御町内にそういう経験のある方はほかにはおられなかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 23年間自営業をされておりました。21年間ではなくて23年間です。町内には、まだ優秀な方がいらっしゃると思います。しかし、今回は、中山さんをお願いをいたしております。女性の、主婦としての知識、意見等をこの委員会の中にも取り込みたいということで、経営経験、自営業としての経営感覚を持たれている中山さんが適任者だと思い、今回同意をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、この同僚議員からる質問があり、今説明がありました。

この中山さんという方を選ばれるに当たり、先ほど総務課長の説明とかも含めて、町長のほうから何かこの方に今まで、今、総務課長が答えた以外で何かこの方が、全協のときは女性を入れたほうが良いということではなかったんですが、ちょっとそれ以外にも何かあればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回、長年務めていただきました奥家さんの後任ということで、どうい  
う方をとということでいろいろと検討いたしました。その中で、この前もお話させていただきましたが、できれば女性の方を。女性の方の中で、やはり主婦としての納税をする側の立場からのこと、そして、事業にかかわったことのあるような方がいいなということで、いろいろと私たちのわかる範囲でしたときに、中山さんをとということで、御本人さんは随分御遠慮なさっておりましたが、ぜひそういう経験を生かして、吉富町の税制に寄与していただきたいということでお願いをいたしましたところ、最終的には快くお引き受けをいただきまして、御主人からもぜひ町のために役に立つことならということで御了解をいただいておりますので、中山さんを選任したいというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長から、この方を選ばれる理由というのが説明を受けまし

たので、よくわかりました。

ちょっと1点、私確認したいのが、この固定資産評価審査委員会委員ですね。これたしか前回の議会のときは、固定資産評価委員という方の選任、これが税務課長ですよ。ということになっていました。この審査委員会のほうは、そもそもどういうものなんでしょうかと、ここにこの委員の場合は、今、経験ということは言われましたが、資格とか、そういうものは別に必要なかったんでしょうか。経験もこういう固定資産ですよ。ですから、土地売買とか、何かそういったものの経験とか、そういうのが必要はなかったのかということと、さっき言った、評価委員と審査委員との位置関係、ちょっとこちらを教えてもらえればと思うんですが。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、固定資産評価審査委員会の仕事ですが、固定資産課税台帳に登録された価格に対する納税者からの不服を審査決定するため、地方税法に基づき設置された中立的な機関となっております。この委員になるためには、特に資格等は必要ございません。

先ほど固定資産評価委員とこの固定資産評価審査委員会の対比ですが、固定資産評価委員は、税務課長は固定資産税を課税する立場です。この委員会は、その課税した額に対して不服があればそれを審査する機関でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと不服があった場合に審査するというのは、町民が課税されたときに、ちょっとこれはおかしいですよというときに申し立てすればしてくれるという、これは随時開いてもらえるもんなんですかね、その不服申し立てがあった場合。課税されたときに、すぐ気づけばいいですけど、そうじゃない、やっぱり1年通して途中で来たりもすると思うんですよ。そういうのは、随時するのか、それとも年に何度かもう定期開催するのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

審査の申し出ができる事項ということで、固定資産評価台帳に登録された価格に関することのみ審査を申し出ることができるということと、基準年度、3年に一度評価替えを行う年度の価格は、原則として3年間据え置けるため、基準年度以外の年度での審査を申し出することはできませんということで、ただし、基準年度以外でも第2年度、第3年度については、次の場合に限り申し出をすることができますということで、家屋の新築や土地の分筆等により新たに価格等が固定資産台帳に登録された場合や、家屋の増改築や土地の地目の変更等によって価格が変わった場合。

家屋の増改築や土地の地目の変更等によって評価替えをすべき旨を申し立てる場合。価格の下落により修正された土地の価格の修正に関する部分。価格の下落に伴う土地の価格の修正がされなかった土地について修正されるべきである旨を申し立てる場合。償却資産の価格に関する事項。

なお、課税標準の特例が適用されるか、税額が高い等の価格に関すること以外の事項についての不服申し立ては行政不服審査法に基づく審査請求の手続というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 非常に、納税に関する不服申し立てを受けてくれる委員さんであります。町長の説明、丁寧な説明でよくわかりました。

それから、専門委員が2人おられます。それから、一般納税者の立場、それから、女性の立場、そういう立場の代表としてこの審査委員会委員になっていただくちゅうことでよく理解できました。賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める案件は同意することに決定いたしました。

---

**日程第7. 議案第31号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場**



## 合の同意について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第31号農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案の6ページをお開きください。

農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について。吉富町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等は、または農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌに掲げるものとするについて同意を求めるものであります。

吉富町農業委員会の委員の任期が満了となるため、吉富町農業委員会委員を任命するに当たって、本町においては認定農業者が少ないため、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年4月26日農林省令第23号）第2条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

平成28年4月1日から施行された農業委員会等に関する法律の改正では、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が反映されるよう、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定では、委員の任命に当たっては、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないとされております。

本町にあっては、認定農業者が8名と少なく、委員の過半数を認定農業者等とすることで地域に偏りが生じ、原則どおりの委員構成とすることが困難であることから、例外として農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号により、認定農業者と、または認定農業者に準じるものを委員の4分の1とすることができるとされております。

その場合にあっては、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しないことの議会の同意を得る必要があることから御提案申し上げるものであります。よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 基本的ですが、現在、吉富町で認定農業者、それに準ずる方は何名いらっしゃるか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 認定農業者が8名、準じる者が1名でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意については、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第32号 吉富町農業委員会委員の任命について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第32号吉富町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案7ページをごらんください。

吉富町農業委員会の委員の任命について、吉富町農業委員会委員に次の者を任命することについて、同意を求める。

委員の氏名を読み上げます。賀部正直氏、吉富町大字幸子638番地3、昭和26年5月10日生まれ。菊啓治氏、吉富町大字広津715番地1、昭和23年9月17日生まれ。後藤進氏、吉富町大字広津137番地3、昭和19年4月23日生まれ。高原孝幸氏、吉富町大字鈴熊65番地1、昭和24年6月10日生まれ。若山清敏氏、吉富町大字小祝558番地、昭和21年11月16日生まれ。井上幸子氏、吉富町大字広津1096番地1、昭和24年10月1日生まれ。奥家信弘氏、吉富町大字小犬丸153番地15、昭和22年6月23日生まれ。重吉信之氏、吉富町大字幸子927番地2、昭和20年7月12日生まれ。高橋初美氏、吉富町大

字土屋545番地35、昭和22年8月20日生まれ。堤久英氏、吉富町大字直江324番地3、昭和52年8月25日生まれ。末棟洋一氏、吉富町大字広津452番地1、昭和29年10月17日生まれ。太田克弘氏、吉富町大字別府443番地、昭和20年1月12日生まれ。守口正典氏、吉富町大字小犬丸86番地1、昭和22年10月27日生まれ。

吉富町農業委員会委員の任期が満了となるため、吉富町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全部で何人ですかね。16名が農業委員会の定員ですよ。1名欠になっておると思いますが、それはどのようにするんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 改正後の委員定数は14名でございます。1名の方は公募に応募されましたが、本年5月に亡くなりました。6月の1日から30日間追加募集をしております。現在、追加募集をしておる状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは14人中の今13、1人欠員が出てという話だったんですが、先日、町長のほうが7月にまた臨時会でこうやりたいということ saying していたんで、そうなるんでしょうが、今現時点で6月のきょうは13か。半月たったんで、だから、募集というか、問い合わせがあったかないか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在までのところ問い合わせ、募集等はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 急逝された委員の方、その方の地区に新しい委員さんをお願いしたいわけですよ。それはもう大体ターゲットを絞れているんでしょうか。その辺ちょっと心配なんで、よろしくどうぞ。もう一回。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回の法改正では、特に地区の指定はしてはございません。ただ、今吉地区から応募された方が亡くなっておりますので、地元では調整はしているようではご

ざいですが、現在のところ明確な委員等はわからない状態です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これは先日、新しい農業委員会制度に変わってからの1回目になるのかな、今回は。そうですね。かなりたしか要件がああとき緩んだんよね、その次になる方の要件というのが。極端な話ですけど、例えば、公職についている方々でも、これはなれるんやったかな。ちょっとその辺をもう一回、ちょっと確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 公職、例えば、町の職員とか、そういう意味で基本的にはちょっとそこら辺ちょっと抑えておりませんが、基本的にはやっぱり農業に精通している方っていうのが基本でなっていたかねばならないというふうに思っております。法改正でも認定農業者が過半数を占めるというのがありますので、本来は、本町にある認定農業者、あるいは担い手と言われる方々に農業委員となっていたら農業の振興を進めていただかねばならないというふうに思っておりますことから、農業を主体としてやっている方を農業委員となっていたらいいというふうに町は望んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） というのが、14人中、先ほど聞いたのが認定農業者の方が8人、準じる方が1名で9人なのね。ということは14人中9人しか最高でもそういう専門の方は入れないわけじゃないですか。すると、あと5人は少なくともそれ以外の方ですよ。ただ、できれば農業に精通している方と言われたんで、認定ではなくても家で農業をやられている方というのは、多分職員の中にも、極端にしたら議員の中にもいると思うんですよ。そういう方がなれるのかなというのをちょっとそれ確認したかったんですけど。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） あくまでも公募でありますので、公募、応募をされた方から農業委員会を選任することになります。その際、定数が14名ですから、それを超えた場合は、選考委員会を設けて農業委員を選定するという工程が必要となります。応募することについては、たしかそこら辺はちょっと抑えておりませんが、基本的には農業者が基本であるというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 私は担当じゃないので、ちょっと。先ほど農業者と認定農業者と

準ずる方合わせて9名と聞きました。全協のときにお聞きして、この新しいメンバーちゅうか、今ここに上げられている方の中に4名の方が、それから、いうとあと5名が資格がある方がおる。そういう人もいいんでしょうか。こういう人とダブるところがあるんなどと思ったんですが、先ほど地区は認定、地区決めはしていないんだちゅうことでしたので、その辺をもう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、認定農業者につきましては、認定農業者の会からの推薦をいただいた団体推薦の方です。認定農業者の会の中で地区が重複されている方がおります。そういった関係で、認定農業者、偏りが生じるということで、地区のバランスを考えて推薦をいただいたものと認識はしております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号吉富町農業委員会委員の任命について同意を求める案件は同意することに決定いたしました。

---

### 日程第9. 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第33号町道路線の認定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案10ページをお開きください。

町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので、同条第2項の規定により議決を求めます。

お手元の資料、ナンバー2をごらんください。

路線名347、松山川上線、起点、吉富町大字土屋425—1番地先、終点、吉富町大字土屋430—1番地先。

理由としまして、資料ナンバー2に赤く示しております路線であります。この道路につきましては、旧土屋町営住宅が周辺に比べて低地であることから、降雨等の災害時に一時避難場所である土屋公民館への交通の利便性を確保するため、今回町道認定を行うものであります。

御審議方、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この路線、防災と言われましたけれど、避難箇所への交通の利便性、これは地区要望でしょうか。お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） これは町主導による計画でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2点ほどお聞きしたいんですが、一点は、これ、幅員が5メートルという道路になっています。この赤いところの、ちょうど赤の丸い部分、要は、その今ある道につなげるんだと思うんですよ。ここの道の拡幅幅員、ここの道路の幅は何ぼなのかというのが一点と、たしか、ここ、土屋の住宅の中って低い、今言ったようにかなり高低差があると思うんですよ。どういう感じにつながるのかなと。掘って坂道みたいになるん、形になるのかな、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、起点側の道路の幅員ですか、この道路の現状の幅員は4メートルになります。

それから、道路の計画につきましては、起点から終点までの高低差が約2メートル程度ございます。周辺は、農地、宅地がございますので、農地の出入り、または、住宅への乗り入れを考慮しながら、既存の旧土屋住宅への道路へ接続をスムーズにするような計画を考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、幅員のほうが4メートルというふうにお聞きしました。

先ほど、これが、土屋の方々が集会所、公民館のほうに逃げるための防災的な交通手段のをつくるためというふうにお聞きしたんですが、これ、4メートル、土屋の今のこの低地の住宅のほうからこの道を通って、4メートル道路に出て、集会所の位置まで車通っていけるんかね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在は、車での通行は困難な状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これ、非常にいいところに目をつけていただいたと、地区の方を代表して聞いておりますので。

ただし、今言ったように、計画はどうするかちゅうことを聞きたいんです。いずれ幅員5メートルにせなならんのでしょうか、どのように進めていくのか。まだ、地区にこの話がいつてないのかな、町主導でっておっしゃったから。この前、たしか行懇があったときに、もう披瀝されたんでしょうか。それと、どういう反応だったのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、行政懇談会ときには、まだ地区への住民には余り説明は申し上げておりません。地権者との交渉が継続中であったということもございまして。これが議決をいただけましたら、改めて自治会長通じて、こういった計画があるということはお示しをしなければならないというふうには思っております。

それから、次の計画につきましては、先ほど申し上げましたように、幅員が4メートル未満でございまして、いずれは、道路の幅員を狭隘道路事業等を絡めて進めていかなければというふうには思っておりますが、現在、両側に住宅が建っておりますので、建てかえに合わせて用地買収、それから、道路の幅員工事を実施できればというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑は。是石議員、3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後です。ですから、その説明会のために、こういう取りつけ道路はつけたけれど、その抜ける道は、いずれこういうふうにしたいんだと、町の考え方をまず披瀝していくほうがいいんじゃないかなと思うんですが、それもあわせてやっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。ここ、たしか、今、まだ何もないところよね。そこを、今やっていこうかなというふうにお聞きしたんじゃないかと思うんです。これ、ちょっとまだ、この後に、あくまでも路線を今回は認定してください。その後に計画とか立てて、ここを工事していくんだと思うんですが、先ほど言ったように、もう掘るという前提で、ある程度頭の中に予定があると思うんですね。それ、だから出していると思うんですが。

午前中の質疑の中で、今後、狹隘道路に関しては、防火水槽を設置するという話があったよね。今回、土屋、このもう一個こちらのほうに新しく道つくる、どこかに防火水槽をつくる計画だと思うんですね、午前中の話では。それがどこになるのかがわからないんですが、今回のここも、その辺も考慮して検討されるのか、ちょっとその点をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 防火水槽につきましては、今回路線認定をしようとする箇所につきましては、資料の図面でもおわかりになると思いますが、佐井川がございまして、消防水位の確保としては短い距離で確保できるということで、それと、5メートルっていう道路幅員に防火水槽をするには、当然、地下埋設としては、今後、水道または下水道というのが想定されます。その中に防火水槽を先におさめると、地下のほかの埋設物がおさめられることができないということから、6メートル以上は基本に防火水槽を設置を考えなければならないというふうに私は考えておりますので。

ただ、防火水槽につきましては、担当課は産業建設課ではございませんが、この道路については、そういった計画はございません。

それから、土屋の村中の道路につきましては、道路の説明会のときに、住宅が建て込んで、消火栓もないということから、消火栓あるいは防火水槽が設置ができないのかというような住民の声もございました。それは、担当課にお伝えして、今回計画したのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号町道路線の認定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。



---

## 日程第10. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第10、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第1号平成28年度吉富町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成29年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを報告するものでございます。

その内容につきましては、議案書12ページをごらんください。

まず、2款総務費1項総務管理費、吉富町役場庁舎増改築事業で、翌年度繰越額2億2,776万9,000円です。これは、役場庁舎の防災機能の強化を主な目的とした町の単独事業で、平成28年度と29年度の2年度にまたがって事業を実施する前提で、昨年度の12月議会に補正予算を計上したものでございます。平成28年度に支払いをした管理業務の前払い金や先行工事分を除いたところの事業費を繰り越しいたします。一般財源のほか、地方債を歳入として見込んでおるものでございます。

それから、同じ款項、地方公共団体情報システム機構への事務委任負担金で53万1,000円です。これは、マイナンバーカードの交付事務に関して発生する機構への事務委任負担金です。当初予定していたほどにはカードの発行が進んでおらず、国の要請により、平成28年度分で見込んでいた事業費を翌年度に繰り越すものでございます。負担金の全額が国庫補助金として交付されます。

それから、同じ款項、新婚家庭新生活応援事業で600万円です。これは、結婚に伴う新生活の負担軽減のため、引っ越しなどに要する費用や毎月の家賃の一部を助成するもので、実質的には、平成29年度に事業を実施する前提で3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。一般財源のほか、県支出金を歳入として見込んでおります。

次に、6款農林水産業費2項水産業費、水産基盤整備事業浮棧橋改修工事で3,012万円です。これは、吉富漁港内の浮棧橋の改修事業で、平成28年度の当初予算に計上していましたが、国庫補助を受けるための国・県との調整に時間を要したため、その全額を繰り越すものでございます。歳出の約2分の1が国庫補助、地方負担分の約90%が地方債、残りが一般財源というふうになってございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、皇后石萱屋線拡幅事業で862万7,000円です。これ

は、町道改良工事に当たり、その前提となる用地買収について地権者との交渉に時間を要し、年度内に事業を完了することが困難となったため繰り越すものでございます。その全額が一般財源でございます。

さらに、同じ8款4項都市計画費、駅前拠点施設整備事業で6,500万円です。これは、吉富駅前に整備する情報発信等の拠点施設の整備事業でございまして、実質的には、平成29年度に事業を実施する前提で3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものであります。地方創生拠点整備交付金や一般補助施設整備等事業債を活用し、残りが一般財源です。

次に、9款消防費1項消防費、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金で431万6,000円です。これは、福岡県が実施する県防災行政情報通信ネットワーク再整備に伴う負担金で、県の事業におくれが生じていることにより、県からの要請に基づき全額を翌年度に繰り越すものでございます。ほぼ全額を地方債として見込んでおります。

次に、10款教育費2項小学校費、吉富小学校外壁落下防止対策等事業で1億2,752万円です。これは、小学校施設の安全確保のため外壁落下防止等の工事を行うもので、昨年度の国の第2次補正予算を活用しており、平成29年度に工事をする前提で3月議会に補正予算を計上したものです。実施設計費分を除く全額を繰り越すものでございます。学校施設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債を活用し、残りが一般財源となっております。

最後に、同じ款項で、吉富小学校校内LAN整備事業で1,555万円です。これは、現在有線で整備している校内LANの無線化を行うもので、先ほどと同じく、昨年度の国の第2次補正予算を活用しており、平成29年度に工事をする前提で3月議会に補正予算を計上し、その全額を繰り越すものでございます。学校施設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債を活用し、残りが一般財源というふうになってございます。

以上で報告説明を終わります。

---

#### **日程第11. 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）**

○議長（若山 征洋君） 日程第11、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、13ページをお願いいたします。

報告第2号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成29年度へ繰り越すべき事業費及び財源が決定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令

第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

2款事業費1項事業費の吉富町公共下水道事業費で、翌年度繰越額6,110万円でございます。これは、2カ所の下水道工事の繰り越しに伴う工事費、委託料、補償費の合計の金額となっております。

1カ所目につきましては、県道中津豊前線面整備管渠（第6工区）築造工事によるものでございまして、計画しておりました下水道管布設箇所と平面的に交差をする製菓会社の工業用水を工事に当たり試掘調査したところ、事前調査による想定よりも深く埋設されており、下水道管の布設に支障となることが判明したため、製菓会社、県道管理者の福岡県、交通規制等、警察等との関係機関との再協議及び設計変更等に時間を要した関係にて繰越工事となりました。繰越額は2,626万8,800円です。

2カ所目は、補助対象工事の入札による執行残から、土屋直江地区面整備管渠（第3工区）築造工事の工事区間を追加延長したことに伴う繰り越しとなっております。繰越額2,553万1,200円です。

また、この2カ所の繰越工事に伴う現場施工監理及び変更積算業務委託費600万円と、この下水道工事に伴います上下水道管布設替の補償費として330万円、総合計といたしまして6,110万円の繰り越しとなっております。

また、歳出の財源といたしましては、国庫支出金が1,650万円、起債が4,130万円、一般財源が330万円となっております。

以上で報告説明を終わります。

---

## 日程第12．報告第3号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第12、報告第3号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、引き続き15ページをお願いいたします。

報告第3号平成28年度吉富町水道事業会計繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、平成29年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調整いたしましたので、これを報告するものでございます。

16ページをお願いいたします。

1款資本的支出1項建設改良費、下水道工事に伴う配水管布設替事業費でございまして、翌年

度繰越額1,700万円でございます。こちらは、先ほど下水道工事で説明を申しあげました土屋直江地区面整備管渠（第3工区）築造工事が工事区間延長により繰越工事になったことに伴い、同路線の上下水道管の布設替工事も同様に繰越工事となったものでございます。財源の内訳といたしましては、下水道工事に伴う水道管の布設替補償費として負担金330万円、起債が330万円、一般財源としまして損益勘定留保資金1,040万円となっております。

以上で説明を終わります。

---

### 日程第13. 報告第4号 放棄した私債権の報告について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、報告第4号放棄した私債権の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第4号放棄した私債権の報告についてでございます。

吉富町私債権管理条例（平成29年条例第1号）第7条の規定により、町の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、第8条の規定により報告いたします。

では、18ページ、私債権放棄調書総括表をごらんください。左から債権の名称と担当課、債権額、債権の件数となっております。

1つ目は、町営住宅使用料で、健康福祉課が管理しています。今回放棄した債権の額は85万2,910円で、債権の件数は103件です。

2つ目は、工事団地共益費で、同じく健康福祉課が管理しています。今回放棄した債権の額は1万2,000円で、債権の件数は4件です。

3つ目は、水道使用料で、上下水道課が管理しています。今回放棄した債権の額は16万8,500円で、債権の件数は80件です。

合計、放棄した債権額は103万3,410円で、件数は187件です。

以上で、平成28年度末に放棄した私債権の報告を終わります。

---

### 日程第14. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（若山 征洋君） 日程第14、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長、説明。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号経営状況の報告について、平成28年度の吉富町土地開発公社の事業報告をいたします。

お手元の資料ナンバー3、事業報告書1ページをお開きください。平成28年度事業報告書、

1、事業の概要、2、事業の実施状況。平成28年度は公有地の取得及び売却についてはございませんでした。

3、理事会の議決事項でございますが、平成28年5月20日と平成29年3月23日の2回開催いたしております。議決事項は記載しているとおりでございます。

2ページをお開きください。役職員の報告です。平成29年3月31日現在の役職員でございます。

3ページをお願いします。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページをお開きください。4ページ、5ページにわたりまして、月別の資金の収支状況報告でございます。前年度からの繰越額は650万2,819円でしたが、最終的に、3月末の資金の残額が641万3,327円となっております。

6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳でございます。合計9万880円を支出しております。

8ページをお開きください。9ページにわたりまして、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下、収入の部の合計といたしまして、予算現額650万8,000円に対しまして、収入済額は650万4,207円で、予算現額と収入済額との比較では3,793円の不足でございます。

10ページをお開きください。11ページにわたりまして、予算決算対照表の支出の部でございます。11ページの一番下、支出の部の合計といたしまして、予算現額650万8,000円に対し、支出済額は9万880円でございます。不用額は641万7,120円となっております。

12ページをお開きください。損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費で9万880円を支出しています。収入は、平成17年度から町の助成金を全額廃止していますので、4の事業外収益の受取利息1,388円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額8万9,492円が当期の純損失となります。

13ページは、貸借対照表で、平成29年3月31日現在でございます。資産の部は、現金及び預金のみで1,141万3,327円となっております。負債の部はございません。資本の部でございますが、基本財産が500万円であります。準備金は、前期繰越準備金が650万2,819円ありましたが、当期は8万9,492円の損失ということで、準備金合計が641万3,327円となっております。資本合計は基本金と準備金の合計1,141万3,327円でございます。負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,141万3,327円でございます。

14ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。平成28年度の現金収支の状況を示しています。支出合計9万880円に対し、収入1,388円で、4の現金及び現

金同等物減少額が8万9,492円となっています。期首の現金は650万2,819円でありましたが、期末の現金は641万3,327円となります。

15ページですが、11の公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金のみの合計1,141万3,327円となっております。

次の16ページは、監査意見書でございます。

17ページは、平成28年度分利益金処分計算書でございます。前期繰越準備金は650万2,819円でありましたが、当期純損失が8万9,492円ありますので、当年度末処分利益金は641万3,327円となります。処分額も同額の641万3,327円でございます。これは、次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上で、平成28年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時20分散会

---